

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(二六〇、二六一・商工業振興課)

公告
土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可(秋田総合農林事務所)
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利総合農林事務所)
土地改良区の役員の退任の届出(仙北総合農林事務所)
土地改良区の合併の認可(平鹿総合農林事務所)
土地改良区の役員の退任の届出(雄勝総合農林事務所)

告示

秋田県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年四月九日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社角館ブラザ 代表取締役 淵田行男
角館町横町四十六番地

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
角館ブラザ
角館町横町四十六番地

(三) 変更しようとする事項
店舗面積の合計

(1) 変更前 二千二百九十平方メートル

イ 変更後 二千八十四平方メートル

(2) 小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前 午後七時

イ 変更後 午後八時

(四) 変更する年月日
平成十四年四月一日

二 届出年月日
平成十四年三月二十六日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
角館町商工観光課
縦覧期間
平成十四年四月九日から同年八月九日まで

四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年四月九日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
協同組合秋田市民市場 理事長 川村 忠
秋田市中通四丁目七番三十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合秋田市民市場
秋田市中通四丁目七番三十五号
- (三) 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者
 - ア 変更前 有限会社川村鮮魚店 外百五十九者
 - イ 変更後 有限会社川村鮮魚店 外八十二者
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前 四千七百七十七平方メートル
 - イ 変更後 五千四百三十二平方メートル
 - (3) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 八十七台
 - イ 変更後 三百八十八台
 - (4) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 百三十三台
 - イ 変更後 二百八十台
 - (5) 荷捌き施設の位置及び面積
 - ア 変更前 五百八十三平方メートル
 - イ 変更後 六百四十三平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 変更前 四十八立方メートル
 - イ 変更後 四十一立方メートル
 - (7) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 開店時刻 午前六時 閉店時刻 午後五時
 - イ 変更後 有限会社川村鮮魚店 外八十者
開店時刻 午前五時 閉店時刻 午後六時
株式会社大創産業
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
株式会社サンクスアンドアイソシエイツ
二十四時間営業

公 告

- (8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前五時から午後五時まで
 - イ 変更後 午前五時から午後十時まで
 - (9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 三か所
変更後 四か所
 - (10) 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯
 - ア 変更前 午前四時から午後六時まで
 - イ 変更後 午前四時から午後十時まで
 - (四) 変更する年月日
平成十四年十二月一日
 - 二 届出年月日
平成十四年三月二十八日
 - 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
 - (二) 縦覧期間
平成十四年四月九日から同年八月九日まで
 - 四 意見書の提出先
秋田山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 - 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見を述べる理由
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、雄和町中央土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業（樺川地区基盤整備促進事業（かんがい排水））の施行について、平成十四年四月二日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十四年四月九日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利郡由利町鮎川土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。）

平成十四年四月九日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

由利郡由利町黒沢二十番地 正木 久
 " 町村字上ノ畑五十七番地一 鈴木 明
 " 東鮎川字岡田百三番地 木内 忠一郎
 " 南福田字下鳴瀬二十九番地一 熊谷 征治
 " 東鮎川字蒲田前二十番地 熊谷 福治郎
 " " 字下山崎七番地 長谷川 和彦
 " 黒沢字黒沢六番地 畠山 和雄
 " 平石字中地獄沢十七番地 石垣 秀夫

二 就任理事の住所及び氏名

由利郡由利町東鮎川字石垣四十九番地 佐藤 一
 " 町村字上ノ畑五十七番地一 鈴木 明
 " 東鮎川字立井地二十二番地 木内 繁
 " " 蒲田前七十三番地一 木内 秀雄
 " 町村字中畑二十八番地 熊谷 繁
 " 黒沢字黒沢下六十番地 畠山 登喜夫
 " " 字黒沢六番地 畠山 和雄
 " 南福田字東鳴瀬三十三番地 鈴木 照久

三 退任監事の住所及び氏名

由利郡由利町東鮎川字石垣四十九番地 佐藤 一
 " 町村字上ノ畑五十八番地 高橋 和
 " 黒沢字山田四番地 佐々木 昭彦
 " 南福田字東鳴瀬六十六番地 佐藤 鉄男

四 就任監事の住所及び氏名

由利郡由利町町村字上ノ畑六十四番地 木内 鉄男
 " 東鮎川字下山崎七番地 長谷川 和彦
 " 南福田字東鳴瀬六十六番地 佐藤 鉄男
 " 黒沢字山田四番地 佐々木 昭彦

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西仙北町東土地改良区から次のとおり役員（退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、次のとおり公告する。）

平成十四年四月九日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡西仙北町土川字明光沢三十番地 金子 和典

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十四年四月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年四月九日

秋田県知事 寺田典城

一 合併後存続し、定款変更した土地改良区

山城水系土地改良区

二 合併により解散した土地改良区

大曲市内小友宮林土地改良区
 大曲市内小友九十九沢土地改良区
 大曲市内小友中央部土地改良区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲川土地改良区から次のとおり役員（退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。）

平成十四年四月九日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

雄勝郡稲川町字三嶋九十一番地 佐藤 徳朗

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄